

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人長野市社会事業協会行動計画

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 4 年間

2 内 容

【雇用環境の整備に関する事項】

目標① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

《対 策》

- ・ 出産・育児に関する諸制度について、職員の理解を一層深めるため、閲覧可能な電子掲示板に掲示し、制度の周知を図る。
- ・ 採用時や研修会の機会に、出産・育児制度について周知し、両立支援に対する意識を醸成する。
- ・ 該当者に個別に周知することにより、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進を図る。

【労働条件の整備に関する事項】

目標② 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間 11 日以上とする

《対 策》

- ・ 年次有給休暇の取得状況を把握し、各事業所の所長へ状況報告等を行い取得を促進します。
- ・ ワーク・ライフバランスの観点から年次有給休暇取得促進に向けた啓蒙、教育を実施します。

【次世代育成支援対策に関する事項】

目標② 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進。

《対 策》

- ・ インターンシップ（学生の就業体験）等を行うことにより、若年者の安定就労、自立した生活の推進を図る。